

議案第 5 1 号

加西市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

加西市長 高 橋 晴 彦

加西市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

加西市空家等の適正管理に関する条例（令和6年加西市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第16条を第17条とし、第12条から第15条までを1条ずつ繰り下げ、第11条の次に次の1条を加える。

（応急措置）

第12条 市長は、空家等の急迫した危険な状態を回避するため第9条から前条までの規定による措置をとる時間的余裕がないと認めるときは、当該危険を回避するために必要最小限の措置（以下「応急措置」という。）を講ずることができる。

2 市長は、前項の規定による応急措置を講じたときは、当該応急措置に要した費用を当該空家等の所有者等から徴収することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

市民の生命、身体又は財産を保護するため、空家等の急迫した危険を回避する必要があるときに行政が対応できるよう所要の改正を行うもの。

【概 要】

- ・老朽化した空家等の急迫した危険を回避する必要があるときであって、本条例の規定に基づく措置をとる時間的余裕がないと認められるときは、市長が必要最小限の応急措置を講じることができる。
- ・応急措置に要した費用は、当該空家等の所有者等から徴収することができる。